



(受注者の義務)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、借上業務を誠実に履行するため、適時監督者を作業現場に派遣し監督を行うとともに、作業日程、計画等を十分に把握し、円滑な業務遂行に当たるものとする。

2 甲は、乙の契約履行について必要な助言を行うものとする。

(権利又は義務の譲渡)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失、盗用等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、次に掲げる事項を遵守し、かつ、自らの補助者が遵守するように指示監督する。

(1) 業務の遂行中又は終了後であることを問わず、業務の履行上知り得た情報を第三者に漏えい又は提供しないこと。

(2) 業務の遂行中又は終了後であることを問わず、業務の履行上知り得た情報を発注者の指示目的以外に使用しないこと。

(3) 業務の履行上知り得た情報を複写及び複製しないこと。

2 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(業務の変更等)

第4条 甲は、必要があるときは、借上の内容を変更し、又は借上業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合における履行期間又は契約金額の変更については、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙に損害を生じたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約金額の支払)

第5条 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

(履行遅延の場合における損害金)

第6条 乙の責に帰する理由により、契約期間内に借上業務を完了することができない場合において、甲は乙から損害金を徴することができる。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なくしてこの契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲はその損害を賠償しな

い。

- (1) 乙の責に帰す理由により契約期間内に借上業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、乙が借上業務の履行を怠ったと認められるとき。
- (3) 甲の指示監督に従わず、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約の履行について、法令等の規定により一定の資格を必要とされている場合において、乙にその資格がないことが判明したとき。
- (5) 入札又は契約の締結若しくは履行について、不正な行為があったとき。
- (6) 乙の代表者又は役員若しくは従業員が、本件契約又は本件契約外の乙の業務に関し刑事事件として逮捕若しくは起訴されたとき、又は刑事処分を受けたとき。
- (7) 乙が自己破産、特別清算、会社更生、民事再生等法的処理の各申立てをしたとき、又は任意整理を開始したとき。
- (8) 乙の所在が不明となったとき。
- (9) 乙の経営状況が著しく悪化したと認められたとき。
- (10) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再借上契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再借上契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求

め、乙がこれに従わなかったとき。

(11) 前各号に掲げるもののほか、乙が契約事項に違反したとき。

2 甲は、乙から契約解除の申出があり、その事由を正当と認めたときは、契約を解除するものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、次に掲げる一の事由が生じたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(1) 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の履行に関し甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条の規定により契約解除をし、甲が損害を受けた場合は、甲の申出により乙は誠意をもって賠償に応じなければならない。

2 第三者に損害を与えた場合には乙が自ら賠償するものとし、甲に損害を与えた場合は、甲乙協議して賠償額を定めるものとする。

(乙の解除権等)

第9条 乙は、甲の責に帰す理由により借上業務の履行が不可能となったときは、契約の全部又は一部を解約することができる。

2 前項の規定により契約を解約した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は甲にその賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 乙は、契約を解除するときは、書面によりその旨を甲に通知しなければならない。

(法令上の責任)

第10条 乙は、業務従業員に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他労務に関する法令上の一切の責任を負わなければならない。

(契約外の事項)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。